

令和4年2月10日開会

令和4年2月徳島県議会定例会議案（その3）

目 次

第 50 号	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）	1頁
第 51 号	令和3年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第2号）	17
第 52 号	令和3年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	19
第 53 号	令和3年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	21
第 54 号	令和3年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	23
第 55 号	令和3年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	25
第 56 号	令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	27
第 57 号	令和3年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	29
第 58 号	令和3年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	31
第 59 号	令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 60 号	令和3年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	35
第 61 号	令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	37
第 62 号	令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	39
第 63 号	令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	41
第 64 号	令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	43
第 65 号	令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	45
第 66 号	令和3年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	47
第 67 号	令和3年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	49
第 68 号	令和3年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	51
第 69 号	令和3年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	53
第 70 号	令和3年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	57

第	71	号	令和3年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	61頁
第	72	号	令和3年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）	63
第	73	号	令和3年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	65
第	74	号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	67
第	75	号	徳島県税条例等の一部改正について	69
第	76	号	徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約について	71

第 50 号

令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）

令和3年度徳島県一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,952,187千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581,120,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 73,000,000	千円 6,000,000	千円 79,000,000
	1 県 民 税	25,847,883	1,600,000	27,447,883
	2 事 業 税	15,510,070	4,000,000	19,510,070
	3 地 方 消 費 税	13,493,085	400,000	13,893,085
2 地方消費税清算金		30,755,000	2,204,000	32,959,000
	1 地方消費税清算金	30,755,000	2,204,000	32,959,000
3 地方譲与税		7,980,000	5,303,690	13,283,690
	1 特別法人事業譲与税	6,579,000	5,256,000	11,835,000
	2 地方揮発油譲与税	1,152,000	83,000	1,235,000
	3 石油ガス譲与税	48,000	△6,000	42,000
	4 自動車重量譲与税	82,000	△29,000	53,000
	6 航空機燃料譲与税	1,000	△310	690
4 地方特例交付金		478,000	△100,477	377,523
	1 地方特例交付金	478,000	△100,477	377,523

5 地方交付税		154,000,000	14,001,786	168,001,786
	1 地方交付税	154,000,000	14,001,786	168,001,786
7 分担金及び負担金		1,194,719	△67,661	1,127,058
	1 分担金	379,230	△28,900	350,330
	2 負担金	815,489	△38,761	776,728
8 使用料及び手数料		5,916,695	△88,092	5,828,603
	1 使用料	4,341,239	△158,889	4,182,350
	2 手数料	1,575,456	70,797	1,646,253
9 国庫支出金		127,052,272	△9,981,509	117,070,763
	1 国庫負担金	32,171,086	△7,625,912	24,545,174
	2 国庫補助金	93,494,347	△2,211,312	91,283,035
	3 委託金	1,386,839	△144,285	1,242,554
10 財産収入		794,138	△87,557	706,581
	1 財産運用収入	517,968	△41,678	476,290
	2 財産売払収入	276,170	△45,879	230,291
11 寄附金		25,400	42,204	67,604
	1 寄附金	25,400	42,204	67,604

12 繰入金		86,395,401	△9,999,750	76,395,651
	1 特別会計繰入金	64,773,454	△35,787	64,737,667
	2 基金繰入金	21,621,947	△9,963,963	11,657,984
13 繰越金		12,744,602	459,954	13,204,556
	1 繰越金	12,744,602	459,954	13,204,556
14 諸収入		18,116,044	△53,775	18,062,269
	1 延滞金, 加算金及び過料等	83,610	1,700	85,310
	2 県預金利子	700	400	1,100
	4 貸付金元利収入	4,233,676	△164,917	4,068,759
	5 受託事業収入	400,810	△103,300	297,510
	6 収益事業収入	2,714,396	△512,214	2,202,182
	7 雑収入	5,642,852	724,556	6,367,408
15 県債		71,424,000	△16,585,000	54,839,000
	1 県債	71,424,000	△16,585,000	54,839,000
歳入合計		590,072,271	△8,952,187	581,120,084

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 989,876	千円 △22,807	千円 967,069
	1 議会費	989,876	△22,807	967,069
2 総務費		52,944,813	10,059,796	63,004,609
	1 総務管理費	21,012,722	11,884,772	32,897,494
	2 企画費	10,332,074	△1,318,865	9,013,209
	3 徴税費	2,722,349	40,848	2,763,197
	4 市町村振興費	2,044,680	△1,139,696	904,984
	5 選挙費	528,019	△10,486	517,533
	6 防災費	15,665,628	612,086	16,277,714
	7 統計調査費	312,866	△4,072	308,794
	8 人事委員会費	142,666	△4,153	138,513
	9 監査委員費	183,809	△638	183,171
3 民生費		67,945,788	93,328	68,039,116
	1 社会福祉費	49,695,528	198,920	49,894,448
	2 児童福祉費	13,528,185	△200,720	13,327,465

	3 生活保護費	4,722,075	95,128	4,817,203
4 衛生費		58,262,879	463,543	58,726,422
	1 公衆衛生費	14,532,538	724,706	15,257,244
	2 環境衛生費	3,649,192	△987,019	2,662,173
	3 保健所費	1,394,850	237,094	1,631,944
	4 医薬費	29,213,592	409,935	29,623,527
	5 病院事業費	9,472,707	78,827	9,551,534
5 労働費		5,160,074	△75,309	5,084,765
	1 労政費	4,036,022	△21,490	4,014,532
	2 職業訓練費	1,017,457	△52,693	964,764
	3 労働委員会費	106,595	△1,126	105,469
6 農林水産業費		37,020,651	△3,565,108	33,455,543
	1 農業費	4,757,182	△382,634	4,374,548
	2 園芸費	1,126,399	△157,157	969,242
	3 畜産業費	965,626	1,499	967,125
	4 農地費	12,839,104	△1,351,384	11,487,720
	5 林業費	14,749,332	△1,444,764	13,304,568

	6 水 産 業 費	2,583,008	△230,668	2,352,340
7 商 工 費		73,148,444	△355,573	72,792,871
	1 商 業 費	64,354,331	△166,742	64,187,589
	2 工 鉱 業 費	3,937,357	△8,531	3,928,826
	3 観 光 費	4,856,756	△180,300	4,676,456
8 土 木 費		73,974,392	△6,268,090	67,706,302
	1 土 木 管 理 費	3,612,922	△602,201	3,010,721
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,649,891	△554,457	31,095,434
	3 河 川 海 岸 費	26,568,521	△4,971,129	21,597,392
	4 港 湾 費	5,372,980	△80,631	5,292,349
	5 都 市 計 画 費	5,054,697	29,428	5,084,125
	6 住 宅 費	1,715,381	△89,100	1,626,281
9 警 察 費		21,590,503	538,061	22,128,564
	1 警 察 管 理 費	19,232,873	627,094	19,859,967
	2 警 察 活 動 費	2,357,630	△89,033	2,268,597
10 教 育 費		85,140,365	△2,454,377	82,685,988
	1 教 育 総 務 費	14,421,012	129,721	14,550,733

	2 小 学 校 費	24,015,020	△1,109,895	22,905,125
	3 中 学 校 費	14,675,275	△430,114	14,245,161
	4 高 等 学 校 費	18,525,555	△429,658	18,095,897
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,750,914	△366,914	7,384,000
	6 社 会 教 育 費	3,355,206	△113,509	3,241,697
	7 保 健 体 育 費	2,397,383	△134,008	2,263,375
11 災 害 復 旧 費		11,434,300	△10,395,881	1,038,419
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,845,800	△1,482,778	363,022
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,488,500	△8,813,103	675,397
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		70,707,386	△72,411	70,634,975
	1 公 債 費	70,707,386	△72,411	70,634,975
13 諸 支 出 金		31,602,800	3,102,641	34,705,441
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,278,048	837,952	14,116,000
	2 利 子 割 交 付 金	84,965	21,415	106,380
	3 配 当 割 交 付 金	610,452	357,616	968,068
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	645,703	367,716	1,013,419

	5 法人事業税交付金	1,199,084	435,527	1,634,611
	6 地方消費税交付金	15,414,282	1,104,718	16,519,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	155,156	12,289	167,445
	9 環境性能割交付金	215,000	△34,592	180,408
歳 出	合 計	590,072,271	△8,952,187	581,120,084

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	落合2号トンネル 新設事業	1,300,000 ^{千円}	元	300,000 ^{千円}	995,245 ^{千円}	元	300,000 ^{千円}
				2	550,000		2	550,000
				3	450,000		3	145,245
		京田トンネル新設事業	1,400,000	元	300,000	1,199,000	元	300,000
				2	800,000		2	800,000
				3	300,000		3	99,000
		曾江谷新橋上部工 架設事業	1,300,000	元	300,000	947,747	元	300,000
					2		500,000	2

				3	500,000		3	147,747	
	5 都市計画費	未広住吉高架橋上部工架設事業	1,400,000	元	500,000	1,294,370	元	500,000	
				2	770,000		2	770,000	
				3	130,000		3	24,370	
		蔵本公園プールスタンド整備事業	1,922,000	3	716,000	1,922,000	3	1,096,000	
				4	936,000		4	656,000	
				5	270,000		5	170,000	
10 教育費	6 社会教育費	県立博物館新常設展構築事業	1,200,000	元	4,000	1,124,200	元	4,000	
					2		600,000	2	600,000
					3		596,000	3	520,200

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	健康管理推進費	千円 25,000
		福利施設等管理費	28,789
		万代庁舎等管理費	36,243

		6 防 災 費	防災センター運営費	61,050
			危機管理調整費	1,000,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費		障がい者交流プラザ管理運営費	12,500
			社会福祉施設整備事業費	103,500
			老人福祉運営対策費	8,656
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費		自然環境保全等調査費	13,448
			自然公園等施設整備事業費	18,590
			廃棄物処理施設管理指導費	3,603
			上水道施設整備管理指導費	268,425
	4 医 薬 費		保健師, 助産師, 看護師等養成費	15,025
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費		農林水産業未来創造事業費	11,757
			農林水産総合技術支援センター運営費	15,441
7 商 工 費	1 商 業 費		中小企業総合支援費	200,000
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費		土木調査事業費	11,240
			営繕受託事業費	20,000
	2 道 路 橋 り よ う 費		道路関係市町村指導監督事務費	800
			高速道路整備支援事業費	117,183

	3 河川海岸費	河川管理費	50,000	
		堰堤管理費	4,000	
		5 都市計画費	公共下水道整備促進事業費	41,352
		6 住宅費	住宅対策推進費	735
			建築物耐震化推進費	66,681
			住宅新築資金等貸付助成費補助金	2,404
9 警察費	1 警察管理費	警察署整備事業費	28,668	
10 教育費	1 教育総務費	福利厚生費	21,000	
	4 高等学校費	産業教育設備整備事業費	1,650	
	6 社会教育費	新ホール整備事業費	126,877	
		21世紀館運営費	10,560	
	7 保健体育費	保健管理指導費	61,000	
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	市町村災害復旧事業監督事務費	300	

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	情報ふれあいネットとくしま創造事業費	千円 122,500	千円 181,850

	2 企 画 費	交通政策調整費	888,000	983,000
		青少年センター整備事業費	595,862	689,642
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者地域生活支援費	32,475	39,143
		老人福祉施設整備事業費	105,491	498,884
	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	71,150	80,144
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然公園等維持費	60,000	72,000
		4 医 薬 費	医療衛生費	634,268
		薬事生産指導費	13,700	1,951,700
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	経営総合対策等推進費	145,000	146,300
		4 農 地 費	農業集落排水整備事業費	42,000
		地籍調査費	166,628	450,000
	5 林 業 費	林材業振興対策費	1,264,500	1,662,500
		林業力倍増基盤整備促進事業費	110,000	462,090
		災害関連緊急治山事業費	80,000	0
7 商 工 費	3 観 光 費	観光交流推進費	261,000	1,951,000
		観光施設管理運営費	133,108	207,828

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	高速自動車道対策事業費	74,000	473,253
10 教 育 費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	96,360	162,999
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000	4,000
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000
	過年発生河川等施設災害復旧事業費	249,000	165,569	
	現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	108,478	
	過年発生港湾施設災害復旧事業費	131,000	0	
	現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0	

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 令和4年度 至 令和15年度	388,884千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に対する利子補給	自 令和4年度 至 令和6年度	1,169,000千円	自 令和4年度 至 令和6年度	1,609,000千円

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	千円 354,000	千円 242,000
企画事業	1,752,000	1,199,000
市町村振興事業	1,000,000	0
防災事業	687,000	1,033,000
社会福祉事業	241,000	105,000
公衆衛生事業	6,000	0
環境衛生事業	43,000	23,000
医薬事業	166,000	160,000
農地事業	3,310,000	2,893,000
林業治山事業	3,473,000	3,056,000
水産事業	554,000	474,000
道路橋りょう事業	13,712,000	12,772,000
河川海岸事業	14,350,000	11,989,000
港湾事業	1,685,000	1,652,000

住宅事業	248,000	0
警察関係事業	533,000	143,000
教育総務事業	300,000	0
高等学校整備事業	1,407,000	1,204,000
特別支援学校整備事業	177,000	61,000
社会教育事業	694,000	642,000
土木施設災害復旧事業	3,411,000	265,000
公用公共用施設災害復旧事業	88,000	0
臨時財政対策債	21,300,000	14,993,000
計	71,424,000	54,839,000

第 51 号

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426,130千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,703,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 2,129,906	千円 △426,130	千円 1,703,776
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	114,316	△38,459	75,857
	3 諸 収 入	2,015,390	△387,471	1,627,919
歳 入	合 計	2,129,906	△426,130	1,703,776

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 2,129,906	千円 △426,130	千円 1,703,776
	1 用 度 事 業 費	2,129,906	△426,130	1,703,776
歳 出	合 計	2,129,906	△426,130	1,703,776

第 52 号

令和 3 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 269,686	千円 63,420	千円 333,106
	1 繰 入 金	229,534	57,999	287,533
	2 諸 収 入	40,152	5,421	45,573
歳 入	合 計	269,686	63,420	333,106

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 269,686	千円 63,420	千円 333,106
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	90,102	11,320	101,422
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	37,175	45,423	82,598
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	142,409	6,677	149,086
歳 出	合 計	269,686	63,420	333,106

第 53 号

令和 3 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 288,295	千円 △60,000	千円 228,295
	1 繰越金	181,397	△60,000	121,397
歳入	合計	288,295	△60,000	228,295

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 288,295	千円 △60,000	千円 228,295
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	288,295	△60,000	228,295
歳 出	合 計	288,295	△60,000	228,295

第 54 号

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,146,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,882,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 73,736,716	千円 3,146,157	千円 76,882,873
	1 分担金及び負担金	19,475,169	△55,366	19,419,803
	2 国庫支出金	22,575,032	554,378	23,129,410
	3 前期高齢者交付金	26,519,577	33,089	26,552,666
	4 共同事業交付金	100,239	9,761	110,000
	5 財産収入	139	△42	97
	6 繰入金	4,926,560	△425,651	4,500,909

	7 繰越金	140,000	3,004,712	3,144,712
	8 諸収入		25,276	25,276
歳入合計		73,736,716	3,146,157	76,882,873

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 73,736,716	千円 3,146,157	千円 76,882,873
	1 国民健康保険事業費	73,736,577	3,146,199	76,882,776
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	139	△42	97
歳出合計		73,736,716	3,146,157	76,882,873

第 55 号 令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,987千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,113,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 1,174,802	千円 △60,987	千円 1,113,815
	2 諸 収 入	213,200	13	213,213
	3 県 債	961,000	△61,000	900,000
歳 入	合 計	1,174,802	△60,987	1,113,815

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 1,174,802	千円 △60,987	千円 1,113,815
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	1,174,802	△60,987	1,113,815
歳 出	合 計	1,174,802	△60,987	1,113,815

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 961,000	千円 900,000

第 56 号

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,622,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,571	千円 △6,394	千円 127,622,177
	1 使用料及び手数料	3,777	△3,616	161
	2 財産収入	500	△500	0
	4 繰越金	14,048	△1,314	12,734
	5 諸収入	63,304,246	△964	63,303,282
歳 入	合 計	127,628,571	△6,394	127,622,177

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,628,571	千円 △6,394	千円 127,622,177
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,628,571	△6,394	127,622,177
歳 出	合 計	127,628,571	△6,394	127,622,177

第 57 号

令和 3 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 48,566	千円 1,122	千円 49,688
	2 諸 収 入	3,001	1,122	4,123
歳 入	合 計	48,566	1,122	49,688

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 48,566	千円 1,122	千円 49,688
	1 中小企業近代化資金貸付金	48,566	1,122	49,688
歳 出	合 計	48,566	1,122	49,688

第 58 号

令和 3 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 76,472	千円 △3,153	千円 73,319
	2 繰 越 金	40,462	△3,153	37,309
歳 入	合 計	76,472	△3,153	73,319

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 76,472	千円 △3,153	千円 73,319
	1 徳島ビル管理事業費	76,472	△3,153	73,319
歳 出	合 計	76,472	△3,153	73,319

第 59 号

令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	2 繰越金	3,728	△913	2,815
	3 諸収入	500	△454	46
歳入	合計	4,527	△1,367	3,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,367	3,160
歳 出	合 計	4,527	△1,367	3,160

第 60 号

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰 入 金	1,975	△1,777	198
	2 繰 越 金	95,001	△95,001	0
	3 諸 収 入	5,002	△5,002	0
歳 入	合 計	101,978	△101,780	198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198

第 61 号

令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 297,945	千円 △68,827	千円 229,118
	1 財産収入	181,580	△3,018	178,562
	2 繰入金	115,448	△66,354	49,094
	3 繰越金	702	△666	36
	4 諸収入	215	1,211	1,426
歳入合計		297,945	△68,827	229,118

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 297,945	千円 △68,827	千円 229,118
	1 県有林県行造林事業費	297,945	△68,827	229,118
歳 出	合 計	297,945	△68,827	229,118

第 62 号

令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,848千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △79,848	千円 1,064
	1 繰入金	910	△714	196
	2 繰越金	72,036	△71,168	868
	3 諸収入	7,966	△7,966	0
歳入	合計	80,912	△79,848	1,064

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △79,848	千円 1,064
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△79,848	1,064
歳 出	合 計	80,912	△79,848	1,064

第 63 号

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285,730千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,857,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,142,773	千円 △285,730	千円 2,857,043
	1 財産収入	1,719,600	△135,730	1,583,870
	2 繰入金	220,000	△150,000	70,000
歳入合計		3,142,773	△285,730	2,857,043

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,142,773	千円 △285,730	千円 2,857,043
	1 公用地公共用地取得事業費	3,142,387	△285,618	2,856,769
	2 土地開発基金積立金	386	△112	274
歳 出	合 計	3,142,773	△285,730	2,857,043

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 179,138

第 64 号

令和 3 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,271,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,790,631千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,519,349	千円 1,271,282	千円 5,790,631
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	968,275	△81	968,194
	2 財 産 収 入	1,563,435	871,363	2,434,798
	4 繰 越 金	200,000	400,000	600,000
歳 入 合 計		4,519,349	1,271,282	5,790,631

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,519,349	千円 1,271,282	千円 5,790,631
	1 港湾等整備事業費	2,542,205	△10,047	2,532,158
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	1,506,993	880,460	2,387,453
	3 空港周辺整備事業費	470,151	400,869	871,020
歳 出	合 計	4,519,349	1,271,282	5,790,631

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 166,939
		上屋管理費	30,621
		施設等運営費	16,800

第 65 号

令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,356千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 259,824	千円 △112,356	千円 147,468
	3 諸 収 入	165,445	△112,356	53,089
歳 入	合 計	259,824	△112,356	147,468

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 259,824	千円 △112,356	千円 147,468
	1 奨学金貸付金	259,824	△112,356	147,468
歳 出	合 計	259,824	△112,356	147,468

第 66 号

令和 3 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,292,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 2,980,000	千円 312,101	千円 3,292,101
	1 証 紙 収 入	2,279,127	△36,262	2,242,865
	2 繰 越 金	700,873	348,363	1,049,236
歳 入	合 計	2,980,000	312,101	3,292,101

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 2,980,000	千円 312,101	千円 3,292,101
	1 他 会 計 繰 出 金	2,980,000	312,101	3,292,101
歳 出	合 計	2,980,000	312,101	3,292,101

第 67 号

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,968,062千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,560,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 107,529,000	千円 △1,968,062	千円 105,560,938
	1 繰 入 金	70,833,000	△68,062	70,764,938
	2 県 債	36,696,000	△1,900,000	34,796,000
歳 入	合 計	107,529,000	△1,968,062	105,560,938

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 107,529,000	千円 △1,968,062	千円 105,560,938
	1 公債費	107,529,000	△1,968,062	105,560,938
歳出合計		107,529,000	△1,968,062	105,560,938

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 36,696,000	千円 34,796,000

第 68 号

令和 3 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,245,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,272,398	千円 973,308	千円 32,245,706
	1 給 与 振 替 収 入	31,272,398	973,308	32,245,706
歳 入	合 計	31,272,398	973,308	32,245,706

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 31,272,398	千円 973,308	千円 32,245,706
	1 給 与 費	31,272,398	973,308	32,245,706
歳 出	合 計	31,272,398	973,308	32,245,706

第 69 号

令和3年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和3年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	205,130人	169,039人
外 来	244,178人	224,666人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	562人	463人
外 来	1,009人	928人
(4) 主要な建設改良事業		
医療器械及び備品購入費	374,825千円	562,842千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	24,663,698千円	3,052,285千円	27,715,983千円
第1項 医業収益	21,031,689千円	△949,307千円	20,082,382千円
第2項 医業外収益	3,632,009千円	204,001千円	3,836,010千円
第3項 特別利益		3,797,591千円	3,797,591千円
支 出			
第1款 病院事業費用	25,583,839千円	1,137,071千円	26,720,910千円

第1項 医 業 費 用	24,557,717千円	691,550千円	25,249,267千円
第2項 医 業 外 費 用	1,026,122千円	445,521千円	1,471,643千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,098,409千円」を「不足する額1,081,758千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,237千円及び過年度分損益勘定留保資金1,091,172千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,739千円及び過年度分損益勘定留保資金1,077,019千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	8,383,439千円	204,668千円	8,588,107千円
第1項 企 業 債	2,509,000千円	△8,000千円	2,501,000千円
第2項 負 担 金	873,814千円	148,786千円	1,022,600千円
第4項 補 助 金	625千円	63,882千円	64,507千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	9,481,848千円	188,017千円	9,669,865千円
第1項 建 設 改 良 費	2,547,754千円	188,017千円	2,735,771千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 2,509,000	千円 2,501,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	12,563,512千円	408,402千円	12,971,914千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第9条中「5,690,000千円」を「6,300,000千円」に改める。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 70 号

令和 3 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 3 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 3 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h	338,430,518 k W h
	太陽光発電所	4,665,000 k W h	5,252,622 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	918,365千円	789,229千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	3,998,510千円	△339千円	3,998,171千円
第 1 項 営 業 収 益	3,989,364千円	1,107千円	3,990,471千円
第 2 項 財 務 収 益	2,873千円	△1,275千円	1,598千円
第 3 項 事 業 外 収 益	6,273千円	△171千円	6,102千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	3,811,122千円	△175,064千円	3,636,058千円
第 1 項 営 業 費 用	3,722,909千円	△285,777千円	3,437,132千円
第 3 項 事 業 外 費 用	83,211千円	110,713千円	193,924千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額592,381千円」を「不足する額447,432千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,424千円及び建設改良積立金508,957千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,442千円及び建設改良積立金369,990千円」に改め、資本的収入及

び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	326,084千円	15,813千円	341,897千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	698千円	△3千円	695千円
第2項 補 助 金	2,000千円	2,228千円	4,228千円
第4項 そ の 他 収 入		13,588千円	13,588千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	918,465千円	△129,136千円	789,329千円
第1項 建 設 改 良 費	918,365千円	△129,136千円	789,229千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	日野谷発電所3号水車 発電機改良事業	千円 297,263	3	千円 148,257	千円 254,981	3	千円 105,975
				4	137,544		4	137,544
				5	11,462		5	11,462

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,081,293千円	△62,112千円	1,019,181千円

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 71 号

令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(1) 給水事業所数	35	34	吉野川北岸工業用水道	22	21
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	67,232,150m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³	38,579,650m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	184,198m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³	105,698m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	623,663千円	623,783千円
			阿南工業用水道改良工事	59,722千円	49,434千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,276,236千円	△32,355千円	1,243,881千円
第 1 項 営 業 収 益	1,218,095千円	△33,157千円	1,184,938千円
第 2 項 営 業 外 収 益	58,141千円	△748千円	57,393千円
第 3 項 特 別 利 益		1,550千円	1,550千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,225,084千円	△106,572千円	1,118,512千円
第 1 項 営 業 費 用	1,171,641千円	△107,023千円	1,064,618千円
第 2 項 営 業 外 費 用	53,443千円	451千円	53,894千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額809,459千円」を「不足する額711,235千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,880千円及び過年度分損益勘定留保資金752,579千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,513千円，減債積立金98,000千円及び過年度分損益勘定留保資金556,722千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	57,723千円	88,066千円	145,789千円
第1項 固定資産売却代	447千円	356千円	803千円
第2項 その他収入	57,276千円	△6,503千円	50,773千円
第3項 補助金		94,213千円	94,213千円
支 出			
第1款 資本的支出	867,182千円	△10,158千円	857,024千円
第1項 建設改良費	683,385千円	△10,168千円	673,217千円
第4項 投資		10千円	10千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	250,869千円	△43,619千円	207,250千円

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 72 号

令和3年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和3年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度徳島県駐車場事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	75,823千円	△37,568千円	38,255千円
第1項 営業収益	75,060千円	△37,498千円	37,562千円
第2項 営業外収益	763千円	△70千円	693千円
支 出			
第1款 事業費用	67,539千円	146千円	67,685千円
第1項 営業費用	67,538千円	146千円	67,684千円

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 73 号

令和3年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和3年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年間総処理水量	2,415,000m ³	1,994,000m ³
(3) 1日平均処理水量	6,616m ³	5,463m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	982,654千円	△59,254千円	923,400千円
第1項 営業収益	322,124千円	△70,035千円	252,089千円
第2項 営業外収益	660,530千円	10,781千円	671,311千円
支 出			
第1款 事業費用	982,654千円	△59,254千円	923,400千円
第1項 営業費用	859,335千円	△42,971千円	816,364千円
第2項 営業外費用	123,319千円	△16,283千円	107,036千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	17,488千円	2,675千円	20,163千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「342,648千円」を「346,558千円」に改める。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第七十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の次のように定める。

令和四年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第二十一条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十五条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。（勤務環境の整備に関する措置）

第二十六条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

国家公務員について、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち在職期間の要件が廃止されること等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十五号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第一項中「ガス供給業」の下に「のうち導管ガス供給業」を加え、「ガス供給業を」を「導管ガス供給業を」に、「保険業及び」を「及び特定ガス供給業(同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下同じ)」、保険業並びに」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

第二十条の十七第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第二十条の十八第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 特定ガス供給業

第二十条の二十四の二中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

附則第十七項中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四十一項中「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十五の改正規定中「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十七及び第二十条の十八第二項並びに附則第十七項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由

地方税法の一部が改正され、ガス供給業のうち特定ガス供給業等に係る法人の事業税の課税方式の見直しが行われること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 76 号

徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約について

令和3年7月9日議決を経た徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約を次のとおり締結する。

令和4年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託契約書中「2 委託期間 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月31日まで」を「2 委託期間 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和4年9月30日まで」に改める。

提案理由

整備業務の委託契約の委託期間の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

